

自主検査の対象となる変更工事の範囲

○認定事業所(消防法)	○認定完成検査実施者(高圧ガス保安法)
「自主検査の範囲」	
認定事業所が実施する変更工事	認定を受けた特定変更工事

「自主検査対象の変更工事から除外される範囲」

製造プロセスに著しい変更をもたらすもの
又は製造施設の処理能力に著しい増加をも
たらすもの
(容量10キロリットル以上の政令第20号タンクが新設
されるもの等)

新たな製造施設の追加の工事
: 製造施設のスクラップアンドビルドの工事
又は製造施設の処理能力の20%以上の増
加を伴う変更の工事

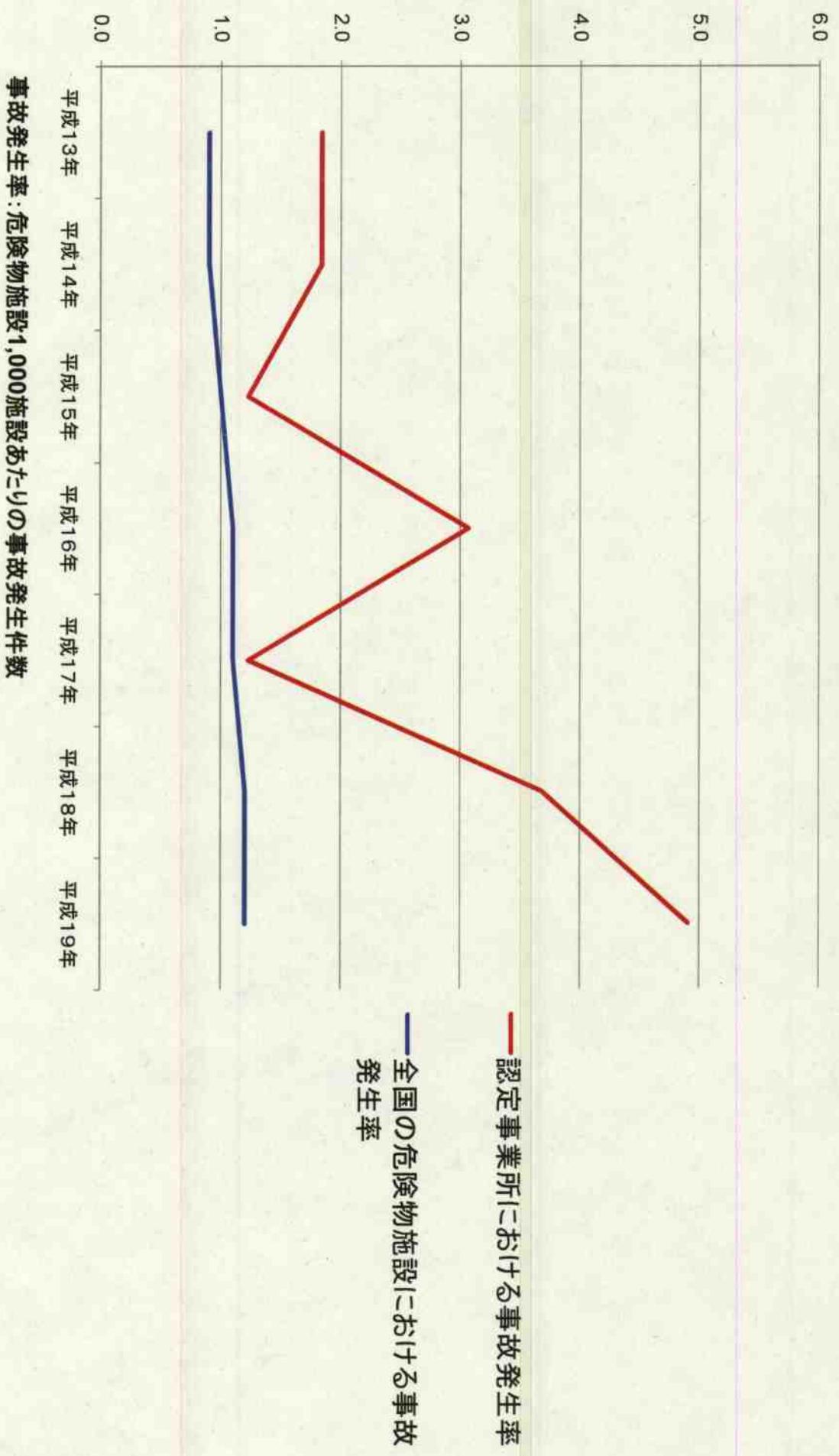
「製造プロセスの著しい変更又は製造施設の処理能力増加」(消防法)

≈「製造施設のスクラップアンドビルドの工事や処理能力の20%以上の増加を伴う変更工事」
(高圧ガス保安法)は、自主検査の対象から除かれている。

※自主検査の対象となる変更工事に以下を追加(平成20年1月28日付通知)

- 「特定屋外貯蔵タンクの本体に係る変更工事」
- 「移送取扱所(事業所の敷地外に損する部分)の変更工事」

認定事業所における事故の発生状況の推移



屋外タンク貯蔵所の定期保安検査について

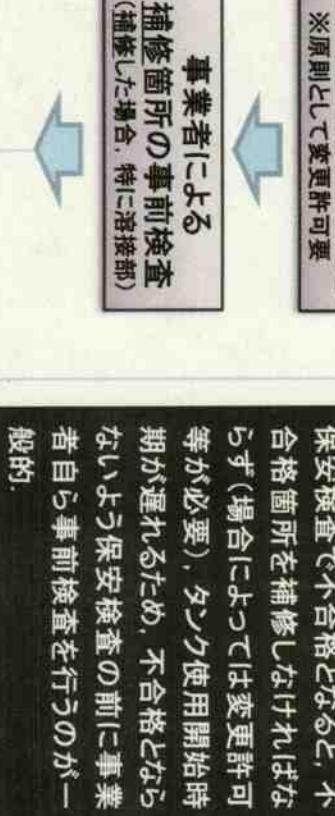
◆定期保安検査の概要

- 対象: 容量1万㎘以上のタンク
- 検査実施者: 市町村長等(消防機関)
- ※危険物保安技術協会等に委託可能

- 検査周期: 7~13年

※適合する基準及び周期延長のために講じられた「保安のための措置」の内容による。

◆一般的な流れ

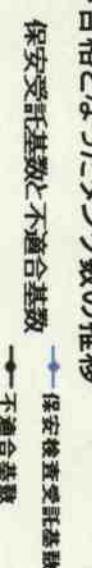


◆保安検査で不合格となる事例について

- 平成19年度中に危険物保安技術協会が市町村長等からの委託により定期保安検査を実施した結果

検査実施タンク数	不適合タンク数
認定事業所のタンク数	認定事業所のタンク数
293	30
12	2

- 危険物保安技術協会が市町村長等からの委託により定期保安検査を実施した結果、不合格となつたタンク数の推移



(参考)タンクの老朽化の実態
・容量1,000㎘以上のタンクは昭和40年代に設置されたものが最多(全体の約65%)。
・平成19年度中に危険物保安技術協会が定期保安検査を実施した293基のうち、当該定期保安検査にともなうタンク開放時に補修がなされなかったタンクは3基のみであり、ほとんどどのタンクが開放時に要補修となる実態あり。

事業者による事前検査

- 補修箇所の事前検査
(補修した場合、特に溶接部)

事業者による事前検査で不適合となる場合、不適合箇所を補修しなければならない。場合によっては変更許可等が必要。タンク使用開始時期が遅れるため、不適合となる事業者自ら事前検査を行うのが一般的。